

平成30年 6月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成30年6月20日(水) 午前8時57分～10時1分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	11番	中村	康男(会長)
12番	藤本	俊彦	13番	宮本	賢一
14番	猪熊	幸雄	15番	國重	幸代
16番	穴吹	秀雄	17番	梶野	和幸
18番	大西	和男			

欠席委員

10番 村井 孝彦

傍聴推進委員

6番	中西	格	11番	河合	茂夫
14番	濱崎	郷廣			

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	岡崎	伸一郎
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田 畑	9,054 m ² 2,517 m ²
第2号議案	合意解約	5件	田 畑	8,271 m ² 795 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑	m ² m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	4件	田 畑	441 m ² 337 m ²
第5号議案	非農地証明願	2件	田 畑	611 m ² 1,537 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	31件	田 畑	37,924.87 m ² 21,648 m ²
第8号議案		件	田 畑	m ² m ²
第9号議案	推進委員の推薦・応募状況（林田地区・中間）			

合計	49件	田 畑	56,301.87 m ² 26,834 m ²
----	-----	--------	---

平成30年6月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻3分前でございますが、皆様お揃いになりましたので、只今から6月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで合計49件でございます。

本日は、農業委員18名中17名のご出席を頂いており、本定例会が成立していることをご報告いたします。村井委員さんは6月議会の本会議ということで事前欠席のご連絡を頂いていております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。

田植え時期で、また梅雨のお忙しいなか、ご出席いただきありがとうございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を、7番の松下委員さんと8番の井上委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、15番 國重委員さん、5番 吉田委員さん、6番 山下委員さんと私で、昨日6月19日（火）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。

なお、第1号議案の4番については現地調査を実施しておりますので、15番 國重委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

國重委員

それでは、第1号議案「農地法第3条許可申請」の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積 423㎡。【議案読み上げ】

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、今後も譲渡人が坂出に戻って耕作することは考えられないことから地元の者に名義を移すもの。

6月9日事務局調査時点では、雑草が繁茂し山林状態であったが、6月15日より草刈りを行い農地を復元中であります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま國重委員さんより現地調査の報告がございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長

それでは4番以外の第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

4番でございますが、通常3条許可申請は委員さんに現地調査までは行っていただ

いていない場合が多いのですが、所有者が県外にお住まいで、地元にお住まいのご親戚の方が処理を行います。申請後、事務局で現地調査を行った時点では、場所は浜街道の青海神社、春日神社のすぐ近くでございますが、山林状態で手付かず。中にはみかんや柿の木が植わっておりまして、その間を雑木、雑草が生い茂った状態でございます。その状態では3条許可申請の耕作目的で移転することはできない旨をご説明しまして、草刈りをして農地復元をさせていただいております。昨日も現地調査委員さんに現地を視ていただきましたが、草刈りの最中で、半分くらいは草刈りが完了しておりましたが、お一人で行っていますので、あまり進んでおりません。

4番に関しては、事務局で草刈り完了後、確認し許可を出すということで進めていただければと思います。

事務局書記

それでは、4番以外をご説明いたします。

1番、・・・、面積 795 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積 905 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積 4,831 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

5番、・・・、面積 2,460 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

6番、・・・、面積 858 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

7番、・・・、面積 1,299 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。本申請地は相続人不存在のため、相続財産管理人が裁判所の許可を受け売却するものです。

本日の案件7件について4番以外につきましては、譲受人の、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件について、2番については山下委員さんが、3番については木下委員さんが関係者ということで審議中は退室していただくこととなります。

まずは、1番、4番から7番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理 続いて、2番について審議を行いますので、山下委員さん退室をお願いいたします。

(山下委員 退室)

会長職務代理 2番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

藤本委員 7番ですが、受人反別が1,777㎡ですが、下限面積の3,000㎡を満たしていないのではないのでしょうか。

事務局長 今回取得する土地を含め、3反以上です。

(山下委員 入室)

会長職務代理 続いて、3番について審議を行いますので、木下委員さん退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

会長職務代理 3番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 **【異議なし】**の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」5件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積795㎡。【議案読み上げ】

本件は第1号議案 1番と関連しております。

2番、・・・、面積1,625㎡。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積1,572㎡。【議案読み上げ】

4番、・・・、面積2,614㎡。【議案読み上げ】

本件は第7号議案 8番と関連しております。

5番、・・・、面積2,460㎡。【議案読み上げ】

本件は第1号議案 5番と関連しております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第18条 合意解約」5件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 4番の借受け人の加茂の里の住所は加茂町ではないのですか。

会長職務代理 これは事務局が農協の府中支店にありますので、府中町です。

梶野委員 3番の借受人は農地機構ですが、実際は農地として活用されていたのでしょうか。それとも遊ばせていたのでしょうか。

事務局書記 不明です。

梶野委員 あと、細かいことなのですが、1号議案の字の大きさと2号議案の字の大きさが違います。見やすくするために、字の大きさを統一していただきたい。

事務局書記 次回から統一します。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 **【異議なし】**の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条 合意解約」5件を受理し、処理してまいります。

続いて、第4号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。

なお、第4号議案の2番、4番については現地調査を実施しておりますので、15番 國重委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

國重委員 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」2番、4番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 96㎡。【議案読み上げ】

場所は、JA香川県川津町ライスセンターから南へ約150mに位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅用地

申請理由 譲渡人（貸人）と譲受人（借人）は親子であり、現在は親である貸人夫婦と親の自宅に居住しているが、このたび、子である借人が将来のことを考え自己住宅の建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

議案の面積については、登記簿上の 96 m²としておりますが、実測では 300.78 m²であります。それに基づいた利用率は 49.19%であるため、基準である 22%は満たしております。

4 番、・・・、面積 204 m²。【議案読み上げ】

場所は金山郵便局から北へ約 100mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は現在、中讃地区の物件を中心に分譲住宅・貸家・事業用物件などを取り揃え営業している不動産業者である。

今般、坂出市立東部小学校付近での相談が数件あり 15 区画ほどの需要は見込めると判断し、条件の揃った本申請地を購入する契約を整えて申請に至ったため。

農地の区分 都市計画により用途が第 1 種住居地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出もある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま國重委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。

2 番と 4 番につきましては、先ほどの國重委員さんのご説明どおりです。

1 番、・・・、面積 337 m²。【議案読み上げ】

加茂小学校から東へ約 450mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 駐車場用地

申請理由 申請地は耕作する人手がなく休耕地となっていた。一方で道路を挟んで近接するお寺である譲受人は参拝者用駐車場が不足しており、周辺で駐車場用地を探していた。そうしたところ、本申請地の話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3 番、・・・、面積 141 m²。【議案読み上げ】

瀬戸中央自動車と国道 1 1 号線が交差するところから南へ約 150mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 資材置場用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、現在は事業用の資材および車両を坂出市本町にある事務所の敷地に置いているため、来客用の駐車場が手狭となっている。

そこで、本申請地を資材置場とし利用することで、事務所敷地の来客用駐車場を確保したいため。

また、本申請地は譲受人の自宅とは道を挟んですぐ南に位置するため、管理も容易であるとのこと。

農地の区分 都市計画により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「農地法第5条許可申請」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

猪熊委員 1番の譲受人の代表役員は所有者ですか。

会長職務代理 息子さんだと思います。
他になにかありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第5号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

なお、第5号議案の1番、2番については現地調査を実施しておりますので、5番吉田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員 それでは、第5号議案「非農地証明願」1番、2番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積1,537㎡。【議案読み上げ】

国道11号線に架かる陸橋 北峰橋から北へ約500mに位置。

申請地は、3筆とも山林を開墾し畑とした土地である。傾斜地であり山林に囲まれ耕作の便が悪く、急速に山林化が進行した土地である。

昭和37年頃から耕作しなくなり、山林となって約40年が経過している。周囲は山林である状況から見ても農地への再生は困難なため。ただし、1827番37の土地の南側は現況農地である。

申請理由についての証明 隣接する農地所有者である事情に詳しい者からの証明書の添付もある。

2番、・・・、面積 611㎡。【議案読み上げ】

金山郵便局から北へ約100mに位置。

第4号議案1番の譲渡人と同一の所有者で、その周辺の農地。

申請理由 農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。

申請理由についての証明 国土地理院発行の昭和22年撮影の航空写真があります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま吉田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

第5号議案「非農地証明願」2件については、吉田委員さんのご説明どおりです。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案「非農地証明願」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

1番の調査の報告のなかで、1827番37の現況は農地だという報告だったのでしょうか。

事務局次長

申請地ではなく、隣接地が農地です。1827番37の隣接地の地目が雑種地ではありますが、現況はみかん等を作っている農地です

会長職務代理

他になにかありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」2件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」31件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」31件についてご説明いたします。今月は新規に農地の貸借をする案件が7件、更新が6件、再設定が18件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が7件となっております。

以上、農用地利用集積計画書31件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農用地利用集積計画書」31件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

宮本委員 農地機構について教えてください。1年間聴いておりますと、農地機構が借受人の件数が毎回ありますが、この行先は再設定、更新、新規があります。新規の場合誰が借用しているのか見えていない。件数も面積も大きいですがどうなっているのか。それと再設定とはどういう意味ですか。更新とどう違うのですか。農地機構との契約期間は6年と決まっているのですか。個人の場合は10年や1年もありますか。

事務局書記 まず、再設定というのですが、以前この土地に貸借がついていたものは、再設定です。一度も利用権の設定がないものを新規として取り扱っています。

宮本委員 更新と再設定の違いを教えてください。

事務局書記 更新というのは、同じ相手に引き続いて貸借をすることで、再設定というのは別の相手や、同じ相手でも一定期間終了して期間が空いた後に利用権を結ぶことです。

宮本委員 農地機構の再設定の場合、借受人は決まっているのですか。

事務局書記 農地機構で借受人についてはあらかじめ決めたいうえで、貸借しています。

松下委員 私も宮本さんと同じ意見で、何年も前から申し上げているのですが、悪く解釈すると、農地機構は転貸しているといえる。農地機構が借りているといっても、実際の耕作は別の人が行っている。

山下委員 同じ相手に貸す場合でも、農地機構を経由して貸す方が安心できるので、そうすると再設定となるのではないのでしょうか。

宮本委員 産業課にいる農地機構の農地集積専門員二人が手続きをしていると思うのですが。

木下委員 私も農地をいろいろ借りていますが、契約期限前に農業委員会から更新の案内が来ると、まず貸し手と農地機構とで話してもらって、本人に農地機構を経由するか、直接契約するかを決めてもらいます。相手が変わるのではなく、農地機構を新たに経由した契約をすることが再設定になると理解しています。

三木委員 実際耕作する方は同じですが、その間に農地機構が入ると再設定になる。

宮本委員 農地機構が間に入らず、個人で引き続き契約するのが、更新ということですね。

事務局局長 相手が変わる場合も再設定ですが、同じ相手でも、手続きが遅れて1か月間が空い

てしまった場合、再設定になります。

それから、農地機構が間に入った場合のことですが、以前からご要望をいただいておりますが、農地利用集積計画書の農業委員会の手続きとしては、貸付人から農地機構に渡す段階でご審議いただいております。その後につきましては利用分配計画が産業課から後日報告がありますが、それにつきましては農業委員会の審議事項ではないということで、今のところはお示しはしておりませんが、何らかのかたちでお知らせできないかと産業課と検討していますが、今のところそこまで進んでいないというのが現状です。

宮本委員 今回、農地機構が新規で借り受けているものが4件ありますが、行先はもう決まっているのですか。それとも不明ですか。

事務局長 農地機構では決まっていますが、農業委員会が関わる範囲ではないということです。

宮本委員 契約期間6年というのは決まっているのですか。

事務局長 担い手にとって安定的に借りられることが望ましいですし、農地流動化助成金の対象も6年以上からになります。借入期間が長くなってきているのは事実です。

宮本委員 借りたい方は農地機構に要望すればいいのですね。そうしないと借りられないですよ。農地機構のものが4割近くあります。

木下委員 今まで当事者で直接貸し借りしていたものを、農地機構経由に変わったものもたくさんあるので、新規のもの全部が農地機構に集まっているとは一概にはいえない。

事務局長 農業委員さん、推進委員さんにご協力いただき、新規に集積を進めていただかないといけない。この中には、今までと貸し借り関係は変わらないが、間に農地機構が入ったものも含まれています。

三木委員 借受人の年齢が記載されているのといないのがありますが、どう線引きしているのですか。

事務局書記 65歳以上の方につきましては、第7号議案の最後、二重線で分けて記載しています。年金の関係で、65歳以上の方が年金受給者なので線引きをしています。

梶野委員 農地を持っている人が耕作できないので、無償でいいから耕作してほしいという方もいます。私は土地改良役員なのですが、県外在住で無償で貸している方で、土地改良、水路の賦課金を払っていない人がいる。連絡しても払ってくれません。無償で貸し借りしていても、土地改良等賦課金を出してくれるような契約で貸し借りできるような基準を作っていかないと、ますます増えてくると思います。

山下委員さんはどう思われますか。

山下委員

農地機構を経由した場合、農地機構で土地改良、水路の賦課金も含めて契約していると思う。

会長職務代理

前回もお話しがありましたが、これから相談しながらいきませんか。

他にありませんか。

特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」31件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

それでは、その他の案件としてご報告いたします。お手元に第9号議案と書いた横書きの1枚ものをお配りしています。林田地区の山本推進委員さんが辞任されたので、後任の方を6月初めから29日まで募集を行っております。6月15日現在で1名推薦があります。

(被推薦者の説明)

自己応募は現在はありません。以上です。

もう一つお手元にチラシをお配りしています。人権課より人権講演会のご案内です。

(人権講演会の説明)

申込み不要です。お時間ある方はご参加ください。

続きまして、6月8日の通常総会時に、農地利用最適化地区会議を設置し、班長さんを今日までに決めていただくことになっておりましたので、この会の後に報告してください。

それと、総会后お叱りをいただいたのですが、地区会議の設置の説明の際に言葉足らずで、集積目標を入れているが守る必要はないと感じられた方もいらっしゃると思います。旧市、島しょ部は農振地に入っていないため農地機構への集積が難しいので、他の地区に集積目標以上に頑張っていたいただきたいという本意でございます。お詫びして訂正いたします。

以上でございます。

会長職務代理

それでは、これもちまして6月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時01分終了